

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系サージタンクのレベル計に指示値低下傾向が認められたため、原因を調査	D	
2	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備ストレーナの下流側弁周辺の保温材より水のリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	廃棄物処理系廃液ろ過器のろ過助剤保持運転中、再循環流量に低下傾向が認められたため、当該ろ過器を点検・修理	D	
4	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（2A・2B）軸受温度記録計の打点記録に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	タービン補機冷却系熱交換器エリアの換気空調系移送排風機用Vベルト（2本）に亀裂が認められたため、当該ベルトを交換	D	
6	3号機	1～4号機共用所内ボイラの起動変圧器（B）用防災装置の定例試験において、ノズル部からの水の噴霧不良が認められたため、当該防災装置を点検・修理	D	
7	3号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器バイパス弁の制御用電磁弁駆動部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
8	3号機	給水加熱器室の入口扉（電動機駆動原子炉給水ポンプ側）に開閉操作困難が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
9	5号機	主発電機密封油装置用密封油ポンプ出口圧力計元弁の配管との接合部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	原子炉建屋内における常設物転倒防止のための固縛状況に不備（6箇所）が認められたため、当該部を適正に固縛及び対応検討	C	
11	集中環境施設	洗濯廃液処理設備用電動ホイスの集電ブラシ部に破損が認められたため、当該集電ブラシ部を交換	D	
12	その他	化学消防車の始業点検において、水タンク用レベル計の上部蓋部に凍結による変形が認められたため、当該蓋を修理	D	
13	その他	保安検査において、「原子力災害対策マニュアルの改訂に伴う変更後の要求事項を、関連する防災要員に確実に理解させるための仕組みがなく、理解活動が十分に実施されていない」との指摘を受けたため、対応検討	B	
14	その他	協力企業の作業員が、教育受講のため発電所構内を歩行中に転倒し、左手小指を負傷したため、県立大野病院にて診察・治療を受けた	D	
15	その他	保安検査において、「緊急時の措置に関する業務に対する品質保証計画の要求事項が明確化されていない状況が放置され、当該要求事項のレビューが十分に機能していない」との指摘を受けたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで